

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度について

1. 背景

平成9年河川法の改正により、治水・利水に加えて河川環境の整備と保全が目的となり、さらに河川整備計画の策定に際し、必要により学識経験者の意見を聴くとともに住民の意見を反映させることが定められた。これを受け、現在淀川水系流域委員会において河川整備計画に係る審議が行われている。

2. 目的

本制度は、河川管理者が「淀川水系河川整備計画」に係わる調査及び事業を実施・検討する際等に、学識経験者から指導・助言を受けるためのものである。

3. 専門家グループの構成

3.1. アドバイザー会議

- ・アドバイザー会議は、以下の5名で構成する。

表 専門家グループ アドバイザー会議名簿 (50音順)

専門分野	氏名	役職等
社会学	嘉田 由紀子	京都精華大学人文学部教授
生態学	川那部 浩哉	滋賀県立琵琶湖博物館館長
水理学	中川 博次	立命館大学理工学部教授
水環境学	中村 正久	滋賀大学環境総合研究センター教授
農学	三野 徹	京都大学大学院農学研究科教授

- ・アドバイザー会議の任務は以下の通りとする。

専門家グループメンバーリストの作成に関する指導、助言を行うこと。本制度発足後はメンバーの追加等に関する指導、助言を行うこと。

河川管理者からの相談及び依頼を受け、各々の課題の議論手法（ワーキング、個別指導）及びメンバー構成に関する助言を行うこと

本制度を活用すべき課題に関する助言を行うこと

3.2. ワーキンググループ（複数による審議）

- ・ワーキンググループ（以下ワーキング）メンバーは、アドバイザー会議において、課題毎に専門家グループリストから選定し、構成する。ただし、課題によっては、一時的に専門家グループリスト以外からの参加を求めることができるものとする。
- ・ワーキングの任務は以下の通りとする。

河川管理者から依頼、相談された課題に関する審議及び指導・助言に関すること
参考）ワーキング設置のイメージ（水位管理の場合）

- ・ 魚類 ・ 気象
- ・ 水生植物 ・ 水資源
- ・ 鳥類 ・ 治水防災
- ・ 水質 ・ 環境経済学

3.3. 個別指導（単独メンバーによる審議）

- ・個別指導メンバーは、アドバイザー会議において、課題毎に専門家グループリストから選定する。ただし、課題によっては、一時的に専門家グループリスト以外から指導の依頼を求めることができるものとする。
- ・個別指導の任務は以下の通りとする。

河川管理者から依頼、相談された課題に関する審議及び指導・助言に関すること

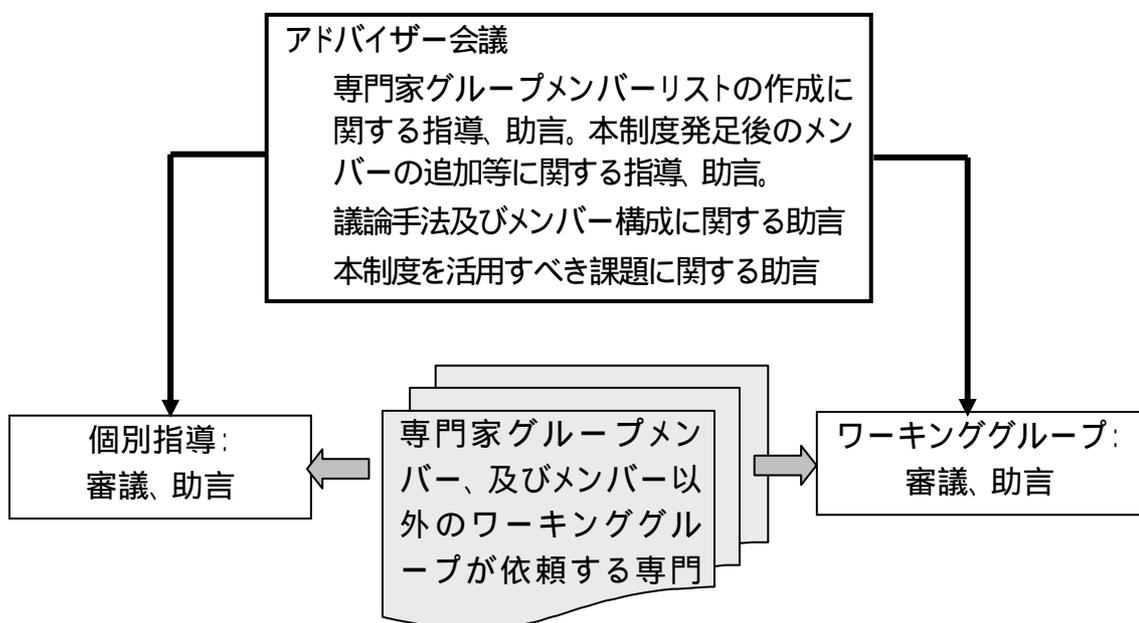


図 琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループのイメージ

4．専門家グループ

専門家グループメンバーは、河川管理者からの相談に応じ、公平な立場のもと必要な指導、助言を行うものであり、幅広い分野の人材を集めるために、アドバイザー会議の提案、助言を受け、河川管理者が選定する。なお、選定に当たっては、以下のような条件を考慮するものとする。

<一人一人の条件>

課題解決のために必要な専門分野における高い学識をもっていること。

公的機関が設置した琵琶湖及び周辺河川に係わる委員会等へ参加するなど、豊富な実務の指導経験があること

科学的な論拠に基づき、公正かつ客観的に判断を行えること

<全体構成等について>

全体構成は15～20名程度とする。

現地の近傍に居住または勤務する人を主体とする。

若手研究者も入れる。

5．情報提供

5．1．常時

情報を共有するため、河川管理者は必要の都度、本制度のメンバーに情報提供を行う。

5．2．全体連絡会議時

河川管理者の情報、課題の検討状況など制度の活用状況等を専門家グループを含めた全体連絡会議で情報提供を行う。

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度 規約

(名 称)

第1条 この制度は、琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度（以下「本制度」という）と称する。

(目 的)

第2条 本制度は、河川管理者が「淀川水系河川整備計画」に係わる調査及び事業を実施・検討する際等に、学識経験者から指導・助言を受けるためのものである。

(事 業)

第3条 本制度は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(組 織)

第4条 本制度は、「アドバイザー会議」と「専門家グループメンバー」によって構成する。

(アドバイザー会議の任務)

- 第5条 アドバイザー会議は、本制度の運営全般に関する指導、助言を行う。
2. アドバイザー会議は、専門家グループメンバーの基準や、専門家グループメンバーリスト作成の指導、助言を行うものとする。なお、本制度発足後はメンバーの追加等に関する指導、助言を行う。
 3. アドバイザー会議は、河川管理者から依頼された課題ごとに、「ワーキング」または「個別指導」の区分とメンバー構成に関する助言を行う。
 4. ワーキンググループ（以下ワーキング）及び個別指導は、専門家グループメンバーリストから、アドバイザー会議において選出されたメンバーによって構成する。
 5. ワーキングには、必要に応じて専門家グループメンバー以外の者の一時的な参加を求めることができる。
 6. アドバイザー会議は、本制度を活用すべき課題に関する助言を行う。
 7. アドバイザー会議は、アドバイザー会議以外の者に参加を求めることができる。

(アドバイザー会議の座長)

- 第6条 アドバイザー会議に座長1名を置く。
2. 座長は、アドバイザー会議の委員の互選により定める。
 3. 座長は、アドバイザー会議の会務を統括する。
 4. 座長に事故ある時は、座長の指名する委員がその職務を代行する。

(ワーキングのチーフ)

- 第7条 ワーキングにチーフ1名を置く。
2. チーフは、ワーキングの会務を統括する。
 3. チーフに事故ある時は、チーフの指名する委員がその職務を代行する。

(アドバイザー会議及びワーキングの招集)

第8条 アドバイザー会議及びワーキングは、必要に応じて河川管理者が招集する。

(全体連絡会議の招集)

第9条 全体連絡会議は、定期的に河川管理者が招集する。

2. 全体連絡会議は、アドバイザー会議メンバーと専門家グループメンバーで構成し、河川管理者の情報、課題の検討状況など、制度の活用状況等の情報提供を行う。

(専門家グループメンバー)

第10条 専門家グループメンバーは、河川管理者からの相談に応じ、公平な立場のもと必要な指導、助言を行うものであり、幅広い分野の人材を集めるためにアドバイザー会議の提案、助言により河川管理者が選定する。

2. 専門家グループメンバーは、アドバイザー会議の設置する「ワーキング」または「個別指導」の構成員となり、各課題の指導を行う。

(公開など)

第11条 本制度は、公開を原則とする。

2. この規定に定めるものの他本制度に関し必要な事項は、その都度アドバイザー会議の助言、指導のもとに河川管理者が定める。

(事務局)

第12条 本制度の事務局は、琵琶湖河川事務所の委託を受けて(財)河川環境管理財団大阪研究所に置く。

(付 則)

本規約は平成16年3月6日より施行する。

琵琶湖及び周辺河川環境に関する専門家グループ制度

ワーキンググループ会議の公開方針について

1．趣旨

本制度によるワーキンググループ会議（以下ワーキング）の指導、助言の結果を公開することにより、審議状況を地域住民に明らかにし、本制度の公正な運営を確保するとともに、開かれた河川行政の推進に寄与することを目的とする。

2．傍聴について

ワーキングの傍聴は原則として可能とする。ただし、ワーキングの判断により、個人のプライバシー情報、貴重種の位置情報等の保護の観点から、理由を付して非公開とする場合がある。

3．ワーキング開催の周知

ワーキングの開催は、記者発表、琵琶湖河川事務所のホームページ等で事前に周知する。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

周知の内容は、会の名称、開催日時・場所、主な議題、傍聴者の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

4．ワーキングの結果の公開

ワーキングの開催の都度、議事概要を作成し、関係資料とともに琵琶湖河川事務所ホームページ等で公開する。ただし、ワーキングの判断により個人のプライバシー情報、貴重種の位置情報等は、その保護の観点から理由を付して非公開とする。

5．個別相談について

個別案件の検討の結果は、公開を原則とする。

本制度の位置づけの考え方

1. 本制度の基本的な考え方

専門家グループ制度は、河川管理者が「淀川河川整備計画」に係わる調査や事業を実施・検討する際等に学識経験者の指導・助言を得るものであり、いわば河川管理者の相談役（知恵袋）制度である。

2. 本制度と淀川水系流域委員会

淀川水系流域委員会は、河川法改正（H9年）において義務付けられた「河川整備計画策定時の手続きの1つとして学識経験を有する者の意見を聴くこと」により設置された。今後も河川整備計画の進捗の見直し点検にあたって意見を聴く機関として継続されるなど、あくまで河川管理者が策定する河川整備計画について専門家（第三者の立場）の意見を聴く機関である。

そこで本制度は、河川管理者が河川整備計画に係わる調査及び事業を実施・検討する際の方向性の示唆や、細部事項の検討に応える組織づくりのために立ち上げるものであり、淀川水系流域委員会との関係は下図の通りである。

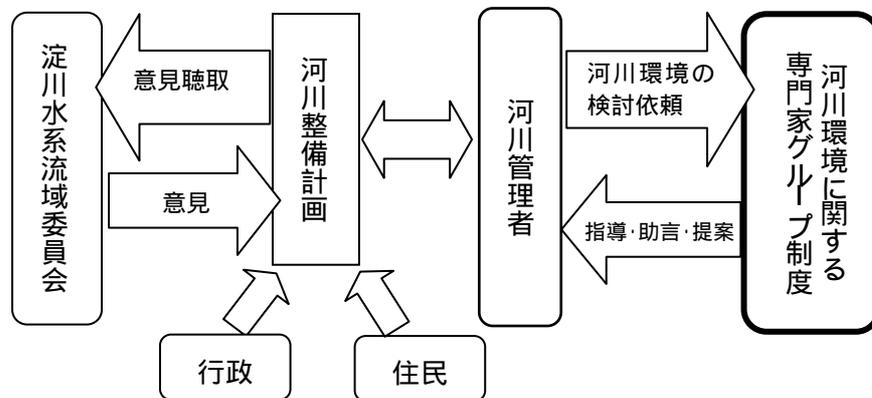


図 専門家グループ制度と淀川水系流域委員会の役割

琵琶湖専門家グループ制度メンバーリスト(当初)

1. 琵琶湖アドバイザー会議のメンバー

専門分野	氏名	所属
社会学	嘉田 由紀子	京都精華大学人文学部 教授
生態学	川那部 浩哉	滋賀県立琵琶湖博物館 館長
水理学	中川 博次	立命館大学理工学部 教授
水環境学	中村 正久	滋賀大学環境総合研究センター 教授
農学	三野 徹	京都大学大学院農学研究科 教授

2. 琵琶湖専門家グループ制度のメンバー

専門分野	氏名等	
環境経済	浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科 助教授
景観	今森 光彦	写真家
河川(土砂)	江頭 進治	立命館大学理工学部 教授
水環境	熊谷 道夫	滋賀県・琵琶湖環境科学研究センター 上席総括研究員
環境計画	近藤 隆二郎	滋賀県立大学環境科学部 助教授
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
森林水文	谷 誠	京都大学大学院農学研究科 教授
漁業	戸田 直弘	滋賀県漁業協同組合連合会 理事
微生物	永田 俊	京都大学生態学研究センター 教授
陸水動物	西野 麻知子	滋賀県・琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員
農業	深田 富美男	農事組合法人 平林エコファーム 総務部長
環境工学	藤井 滋穂	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員
水環境	三田村 緒佐武	滋賀県立大学環境科学部 教授
農業土木	渡邊 紹裕	総合地球環境学研究所 教授

3. 水陸移行帯ワーキングメンバー

専門分野	氏名等	
環境経済	浅野 耕太	京都大学大学院人間・環境学研究科 助教授
景観	今森 光彦	写真家
社会学	嘉田 由紀子	京都精華大学人文学部 教授
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
漁業	戸田 直弘	滋賀県漁業協同組合連合会 理事
陸水動物	西野 麻知子	滋賀県・琵琶湖環境科学研究センター 総括研究員
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員

4. 姉川・高時川河川環境ワーキングメンバー

専門分野	氏名等	
河川(土砂)	江頭 進治	立命館大学理工学部 教授
水環境	熊谷 道夫	滋賀県・琵琶湖環境科学研究センター 上席総括研究員
河川(水文)	寶 馨	京都大学防災研究所 教授
魚類	前畑 政善	滋賀県立琵琶湖博物館 総括学芸員
水環境	三田村 緒佐武	滋賀県立大学環境科学部 教授
農業土木	渡邊 紹裕	総合地球環境学研究所 教授
環境経済	池上 甲一	近畿大学農学部 教授
底生生物	竹門 康弘	京都大学防災研究所 助教授
環境工学	田中 宏明	京都大学大学院工学研究科附属流域圏総合環境質研究センター 教授
漁業	鳥塚 五十三	南浜漁業協同組合 組合長

(*) 規約第5条5項により、ワーキンググループへの参加を委嘱したメンバー